

## セーフティ通信

### 運行管理者の皆さんへ！

# 「助手席の視界妨げ厳禁」

4月から、大型車による巻き込み事故を防ぐため、カーテンなどで助手席側・運転席側の視界を妨げたまま走行している運転手に対し、交通反則切符を切る運用を開始

平成28年5月16日現在、事業用貨物自動車第1当事者の交通死亡事故死者数につきましては、8人(前年同時期比で3人の増加)であります。

各事業所の皆様と力を合わせて抑止したいと思っておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

さて、東京都で平成28年5月12日付、産経新聞(朝刊)に、「助手席の視界妨げ厳禁」というタイトルで掲載されました。

記事の内容は、「大型車による巻き込み事故を防ぐため、警視庁は、4月から、荷物やカーテンなどで助手席側・運転席側の視界を妨げたまま走行している運転手に対し、交通反則切符を切る運用を始めた。警視庁は1ヶ月で既に50件を摘発」というものであります。

この件については、昨年来、数回にわたって厳守するようお願いしているところではありますが、運行管理者の皆様には、交差点での悲惨な重大交通事故が発生しないよう、整理・整頓して視界を確保する、運転中は運転席・助手席窓にカーテンをしない等、再度、各ドライバーに注意指導更に、自分の目で確認するなどして安全運行を図ってください。